

Ⅲ. ボランティアセンター資料

2015 年度マスコミ報道一覧

日付	媒体名	内容
4月18日	朝日新聞	「吉里吉里カルタ 方言の味 明治学院大の学生、復興後押し 文化聞き取り、次世代へ」
5月30日	神奈川新聞	「伝統紡ぐ『吉里吉里カルタ』 - 明治学院大生が地元を提供」
6月30日	神奈川新聞	iバザール 知る・学ぶ@火曜日 ■小学生のためのスタディツアー 「かわいい子には旅をさせよ in 陸前高田4日間」
7月10日	毎日新聞	希望新聞：東日本大震災 MEMO 「小学生対象に岩手・陸前高田ツアー」
7月11日	三陸経済新聞	「陸前高田で小学生向け『被災地スタディーツアー』 市長とトークイベントも」
7月16日	J-WAVE	「Jam the WORLD」にて「かわいい子には旅をさせよ in 陸前高田4日間」の取り組みをコーディネーターが紹介
8月7日	東海新報	「『かわいい子に知恵伝授』 明治学院大ボラセンが企画 陸前高田」
8月7日	岩手日報	「『学生が先生 経験共に』 復興の今体感 陸前高田で県外児童」
8月11日	東海新報	「『砂金採り体験で交流』 かわいい子には旅をさせよ 参加者と竹駒の児童ら 住田で」
8月31日	岩手朝日テレビ	「スーパーJチャンネルいわて」にて「吉里吉里カルタ」を使用した吉里吉里学園小学部「ふるさと科」授業の様子が取り上げられる
8月31日	岩手放送	「IBC ニュースエコー」にて「吉里吉里カルタ」を使用した吉里吉里学園小学部「ふるさと科」授業の様子が取り上げられる
9月3日	岩手めんこいテレビ	「響け!復興の槌音(つちおと)」にて「吉里吉里カルタ」を使用した吉里吉里学園小学部「ふるさと科」授業の様子が取り上げられる
9月4日	毎日新聞	希望新聞「カルタで学ぶ方言 地域のすばらしさ知って 大槌町吉里吉里」
9月8日	NHK 盛岡放送局	「おぼんですいわて」にて「吉里吉里カルタ」を使用した吉里吉里学園中等部でのカルタ大会の様子が取り上げられる
9月8日	岩手日報 Web News	「かるたで古里再発見 大槌・吉里吉里学園の中学部」
9月9日	岩手日報	「かるたで古里再発見 大槌・吉里吉里学園の中等部」
9月11日	朝日新聞(岩手版)	「カルタで遊んで方言知ろう 大槌町『ふるさと科』」
9月22日	東京新聞	「3・11 後を生きる 被災地発 方言の魅力 カルタに」

9月28日	日本経済新聞(夕刊)	「『方言かるた』地域に絆 大槌町の復興支援で作成 郷土文化継承へ一役」
9月28日	日本経済新聞 電子版	「『吉里吉里カルタ』で郷土文化継承 学生作成、地元の教材に」
10月1日	赤十字NEWS	「赤十字×気象庁 防災ワークショップ 香港の赤十字ボランティア9人が参加」(本学にて開催。明学生も参加)
11月22日	NHK 総合テレビ	「復興サポート 今こそ 若い力でボランティア!」にて「吉里吉里カルタ」の取り組み、「ふるさと科」での授業の様子が取り上げられる
11月30日	NHK Eテレ	「東北発未来塾」に「Do for Smile@東日本」プロジェクトで活動している学生が参加
12月14日	蛍雪時代	関東甲キャンパス News 明治学院大「方言を集めた『吉里吉里カルタ』大槌町『ふるさと科』教材に使用」
1月14日	タウンニュース(戸塚区版)	「明学レッドクロス 『たすけあい』呼びかけ 西武で買い物客らに」
1月28日	タウンニュース(戸塚区版・青葉区版)	「書き損じはがきで支援 明学大が協力募る」
2月10日	大学受験パスナビ	学校注目情報「方言を集めた「吉里吉里カルタ」大槌町「ふるさと科」教材に使用 明治学院大学」
2月16日	戸塚新聞(WEB配信)	「明治学院大学の学生さん、ボランティア活動に熱意」
3月1日	朝日新聞	「東日本大震災5年 20分の1 支援の灯 消さない」

各年度の情報はボランティアセンターウェブサイトでご確認いただけます。

<http://www.meijigakuin.ac.jp/volunteer/introduction/media/>

2015 年度ボランティアセンター運営委員会委員

松原 康雄 (副学長) 【委員長】
杉田 由仁 (文学部)
濱口 幸弘 (経済学部)
渡辺 雅子 (社会学部)
河野 奈月 (法学部)
齋藤 百合子 (国際学部)
松村 茂治 (心理学部)
VALLOR Molly (教養教育センター)
東澤 靖 (法科大学院)
岡 伸一 (宗教部長)
小川 文昭 (教務部長)
今尾 真 (学生部長)
秋山 智一郎 (事務局長)
西村 万里子 (センター長)
杉山 恵理子 (センター長補佐)
猪瀬 浩平 (センター長補佐)
市川 享子 (ボランティアコーディネーター)
中原 美香 (ボランティアコーディネーター)

2015 年度ボランティアセンタースタッフ

西村 万里子 (センター長)
杉山 恵理子 (センター長補佐)
猪瀬 浩平 (センター長補佐)
波多野 洋行 (次長)
市川 享子 (ボランティアコーディネーター)
中原 美香 (ボランティアコーディネーター)
宮城 玲子 (課長)
松本 剛
藤田 あかり
石黒 洋子
石塚 美香
下山 尚子

2015 年度ボランティア活動推進委員

西村 万里子 (センター長) 【委員長】
中野 敏子 (社会学部)
可部 州彦 (教養教育センター)
谷口 浩一 (有識者)
前嶋 昭夫 (学外有識者)
唐木 富士子 (学外有識者)
杉山 恵理子 (センター長補佐)
猪瀬 浩平 (センター長補佐)
市川 享子 (ボランティアコーディネーター)
中原 美香 (ボランティアコーディネーター)
落合 史貴 (学生メンバー)
太田 歌穂 (学生メンバー)
長代 亮 (学生メンバー)
川崎 太郎 (学生メンバー)
山本 麻椰 (学生メンバー)
末竹 匠 (学生メンバー)
佐藤 春香 (学生メンバー)
金城 療 (学生メンバー)
渡辺 真帆 (学生メンバー)
佐々木 愛 (学生メンバー)

明治学院大学ボランティアセンター規程

2001年 7月18日	大学評議会承認
2004年 5月19日	大学評議会承認
2004年10月20日	大学評議会承認
2005年10月 7日	常務理事会承認
2005年12月 9日	常務理事会承認
2006年 1月13日	常務理事会承認
2006年 7月14日	常務理事会承認
2010年 3月12日	常務理事会承認
2014年 3月14日	常務理事会承認

(設置)

第1条 明治学院大学（以下、「本学」という。）に明治学院大学ボランティアセンター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、共通教育機関として、「他者への貢献」(Do for Others)の精神にのっとり、ボランティア活動を通じた人間教育を行うことを以て目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、以下の業務を行う。

- (1) サービス・ラーニングプログラムの企画、実施
- (2) 学生等に対するボランティアの立ち上げなど、学生の自主的活動の支援と助言
- (3) 地域や国際社会への貢献を目指し、社会との協働によるボランティアプログラムの開発
- (4) 学内外のボランティア活動に関する情報収集と学生への提供及び相談への対応
- (5) 教職員への情報提供とボランティア活動参加に関する機会提供
- (6) 本学におけるボランティア関連科目に関する協力
- (7) その他、学生等のボランティア活動の促進に必要な業務

(活動)

第4条 センターは、第2条の目的を達成するため、以下の学生の活動を支援する。

- (1) キャンパス周辺の地域に貢献する活動
- (2) ボランティア入門プログラムに伴う活動
- (3) 地震、津波、台風、洪水など自然災害に伴う被災地支援活動
- (4) 海外でのボランティア等に関する活動
- (5) 学外の人道支援機関、特定非営利活動法人（NPO）、企業等との連携活動

(6) ボランティア参加への啓発活動

(7) その他

(運営委員会規程)

第5条 センターの組織および運営に関する重要事項を審議するため、明治学院大学ボランティアセンター運営委員会を置く。

2 センター運営委員会規程は、これを別に定める。

(構成)

第6条 センターには次の職員を置く。

(1) センター長 1名

(2) センター長補佐 若干名

(3) ボランティアコーディネーター 2名

(4) 非常勤ボランティアコーディネーター 若干名

(5) 事務職員 若干名

(センター長)

第7条 センター長は本学専任教員の中から、学長が任命する。その任期は2年とし、再任を妨げない。

2 センター長は、センターの業務を統括する。

(センター長補佐)

第8条 センター長補佐は、本学専任教員の中から、センター長の推薦に基づき学長が任命する。

その任期は2年とし、再任を妨げない。

2 センター長補佐は、センター長の業務を補佐する。

(ボランティアコーディネーター)

第9条 ボランティアコーディネーターの任用等は、「ボランティアコーディネーター任用等に関する規程」による。

2 非常勤ボランティアコーディネーターの任用等は、「非常勤ボランティアコーディネーター任用等に関する規程」による。

(評価・評価委員会)

第10条 ボランティアコーディネーターは、3年ごとにセンター長の設置する評価委員会による評価を受ける。センター長は、その結果を学長に報告する。

2 非常勤ボランティアコーディネーターは、契約更新時にセンター長が設置する評価委員会による評価を受ける。センター長はその結果を学長に報告する。

3 前2項に基づき設置する評価委員会は、副学長、学生部長、センター長、センター長補佐、大学事務局長、その他センター長が指名し運営委員会の承認を得た者から構成する。

(活動推進委員会)

第11条 センターに、その事業の円滑な遂行を図るためボランティア活動推進委員会（以下「推進

委員会」という。)を置く。

- 2 推進委員会は、センター長の諮問に応じて助言または提案を行い、推進委員によって構成される。
- 3 前項の推進委員は、ボランティア活動に識見を有する専任教職員、学生等、およびボランティア活動についての学外の有識者・実務家(若干名)からなり、その任期は2年とし、再任を妨げない。専任教職員にあっては、所属長の推薦により、その他の者にあっては運営委員会の議を経て、センター長が委嘱する。
- 4 センター長は、必要に応じて推進委員以外の者を陪席させることができる。
(学生メンバー)

第12条 センターの業務の遂行にあたって、センター長は、学生の参加と協力を求めることができる。
(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は、センター運営委員会の議を経て大学評議会および常務理事会の承認を得なければならない。

付 則

- 1 この規程は、2001年7月18日から施行する。
- 2 この規程の施行により、「明治学院大学ボランティア・センター暫定規程」は廃止する。
- 3 2002年4月1日一部改正施行(第3条第2項、教養教育センター設置による。)
- 4 2004年4月1日一部改正施行(第3条法務職研究科設置および委員にセンター長補佐追加による。)
- 5 2004年8月1日一部改正施行(第4条ボランティア・コーディネーター、事務職員数の変更による。)
- 6 2005年11月1日一部改正施行(第7条ボランティア・コーディネーター任用等に関する規程の新設による。第8条評価・評価委員会、新設)
- 7 2006年1月1日一部改正施行(コーディネーターを運営委員会委員とする。非常勤コーディネーターを新設する。)
- 8 2006年1月1日一部改正施行(第7条2項非常勤ボランティア・コーディネーター任用等に関する規程の新設による。)
- 9 2006年4月1日一部改正施行(第3条事務局職制変更による)
- 10 2010年4月1日一部改正施行(基本理念作成委員会の答申に基づき、第2条目的および第3条業務を見直し、第4条運営委員会規程を別途新設し本規程から削除、第5条センター長補佐の人数を変更、第7条センター長補佐は専任教員の中から選する、第9条2項に非常勤ボランティアコーディネーターの評価を明記、3項の評価委員会構成メンバーにセンター長補佐を追加、第10条4項推進委員会参加メンバーを弾力化する条文を追加)。
- 11 この規程は、2014年4月1日から施行する。(第3条3項、第4条学生の活動内容の追加、第5条3項の削除、第11条2項、第11条3項推進委員の学外有識者・実務家を2名から若干名へ変更、第12条見出し変更)